

公益財団法人 広島県サッカー協会 事務局規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人広島県サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第9章第40条に定めることにより、事務局における事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

(職員)

第2条 事務局に次の職員をおく。

事務局長 1名
その他の職員 若干名 嘱託 若干名

2 前項に掲げるもののほか、必要に応じて臨時職員を置くことができる。

(任免)

第3条 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

2 その他の職員は、専務理事が任免する。

(職及び職務)

第4条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、会長又は専務理事の命を受け局務を掌理する。

3 事務局長は、理事を兼ねることができる。

第5条 事務局に事務局次長を置くことができる。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時は、その職務を代行する。

第6条 その他の職員は、事務局長の命を受け本協会の事務を処理する。

(嘱託)

第7条 必要に応じ事務局に嘱託を置くことができる。

(原則)

第8条 本協会における事案の決裁者は、会長とし、会長はこの規程の定めるところにより、専務理事、事務局長に決裁権を委任することができる。

(会長の決裁事案)

第9条 会長は、次のものを決裁する。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案
- (2) 本協会運営に係る重要方針に関する事案
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案
- (4) 理事会及び評議員会の運営に関する事案
- (5) 定款に関する事案
- (6) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- (8) 事務局長の任免及び懲戒に関する事案

- (9) その他特に重要な事項に関する事案
(専務理事の専決事案)

第10条 専務理事は次のものを専決できる。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案
- (2) 諸規程に関する事案
- (3) 重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (4) 重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案
- (5) 職員の給与に関する事案
- (6) 嘱託の雇用及び手当に関する事案
- (7) 臨時職員の雇用に関する事案
- (8) 事務局長の服務に関する事案
- (9) 事務局長の出張に関する事案
- (10) その他重要な事項に関する事案
(事務局長の専決事案)

第11条 事務局長は、次のものを専決できる。

- (1) 定例的な照会、回答及び通知ならびに簡易な会議に関する事案
- (2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案
- (4) 事務局次長及びその他の職員の出張に関する事案
- (5) 事務局次長及びその他の職員の服務に関する事案
- (6) 軽易な事項の収入及び支出に関する事案
- (7) その他定例的な事項に関する事案
(代理決裁)

第12条 会長又は専決することができる者が不在の場合に、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。

- (1) 会長 専務理事
- (2) 専務理事 専務理事があらかじめ指名する常務理事
- (3) 事務局長 事務局次長、事務局次長が欠員のときは事務局長があらかじめ指名する職員
(代決できる事案)

第13条 前条により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また、異例に属するものについては、代決することができない。

2 重要な事案に関し代決した場合、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁又は専決できる者の承認を得なければならない。

(未決執行特認)

第14条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁又は専決を受けることができないやむを得ない事情があるときは、事務局長は未決のまま執行を特認することができる。

この場合、未決執行特認者は、原議書にその旨記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁又は専決を受けなければならない。

第15条 第9条、第10条及び第11条の各号の規定にかかわらず、定款及び本規程以外の諸規程の定めに拘束される場合は、これに従う。

(本規程の変更)

第16条 この規程は、理事会の決議により変更することができる

第17条 この規程に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は、事務局長が定める。

(附則)

1. この規程は、2013年4月19日より施行する。